

可茂消防事務組合議会

第 2 回 定例会 資料

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

---



## 目 次

	ページ
議第 16 号 可茂消防事務組合火災予防条例の一部を改正する 条例について	----- 1
認第 1 号 令和 4 年度可茂消防事務組合一般会計歳入歳出決算認 定について（令和 4 年度決算 可茂消防事務組合財務書 類 4 表）	----- 7

## 1 改正の背景

本組合では、「可茂消防事務組合火災予防条例」（以下「火災予防条例」という。）において、火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準を定め、住民生活の安全及び安心を推進しております。

火災予防条例で規制対象となる蓄電池設備は、これまで、主に業務用の非常用電源などとして設置される設備でしたが、近年は一般家庭でも日中に太陽光で発電した電気を蓄え、夜間の電力として使用するための設備として普及が進んでおり、脱炭素社会の実現に向けて更なる普及拡大が考えられるところです。

一方、現行の規定における蓄電池設備の安全基準は、主に鉛蓄電池（開放形）を想定しているため、近年主流となっているリチウムイオン蓄電池などの新たな種別の蓄電池や、近年の蓄電池容量の大容量化には十分に対応できていない状況にあり、総務省消防庁において、これらの蓄電池の火災リスクに応じた火災予防対策について検討がなされました。

また、飲食店等で使われている木炭を使ったこんろ（いわゆる炭火焼き器）は、化石燃料を使わない機器であり、燃料となる木材は成長の過程で大気中の二酸化炭素を吸収するため、カーボンニュートラルな機器としての側面を有していますが、火を使用するため火災予防条例の規制対象であり、機器の設置に当たって広い空間が必要となり、設置できる場所が限られているという課題がありました。

このため、炭火焼き器が周囲に与える熱影響について検証が行われ、検証結果から、実態に即した設置場所についての基準が総務省消防庁から示されたところです。

これらのことから、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が一部改正されるとともに、「〇〇市（町・村）火災予防条例（例）」が一部改正され、総務省消防庁から「火災予防条例（例）の運用について」が消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出されました。

これらを受けて、この度、火災予防条例の一部を改正するものです。

## 2 改正の概要

### (1) 蓄電池設備における改正概要

#### ア 規制対象の改正（第13条第1項）

【現行】

区 分	条例の規制対象
4,800 アンペアアワー・セル未満	対象外
4,800 アンペアアワー・セル以上	対象

【改正案】

区 分	条例の規制対象
10 キロワット時以下	対象外
10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下で消防 庁長官が定める出火防止措置を講じたもの	対象外
10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下で消防 庁長官が定める出火防止措置を講じていないもの	対象
20 キロワット時を超えるもの	対象

イ 転倒防止措置と耐酸性の床上又は台上に設けなければならない蓄電池（第13条第1項）

【現行】

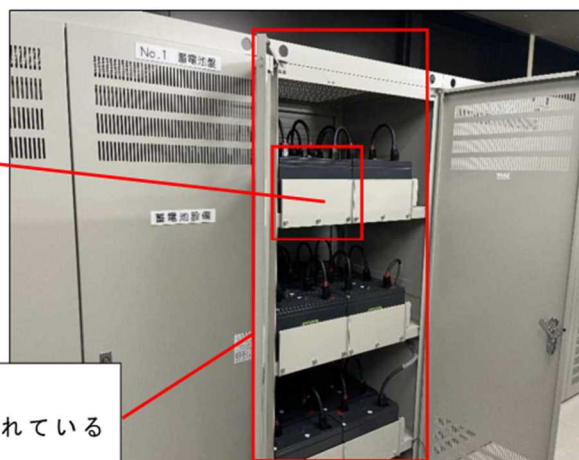
- (ア) 屋内に設ける蓄電池設備の電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けること。
- (イ) アルカリ蓄電池を設ける床又は台については、耐酸性としないことができる。

【改正案】

- (ア) 蓄電池設備は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。
- (イ) 開放形鉛蓄電池を用いたものの電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けること。

・ **耐酸性の床上又は台上の規定**  
強酸性電解液を用いる開放形の蓄電池の安全対策を目的とした規定であることから、対象を強酸性電解液を用いる開放形の蓄電池である開放形鉛蓄電池に限定します。

・ **転倒防止対策**  
他の火気設備において規定されている地震等の対策と同等とします。



ウ 屋外に設ける場合の距離制限（第13条第3項）

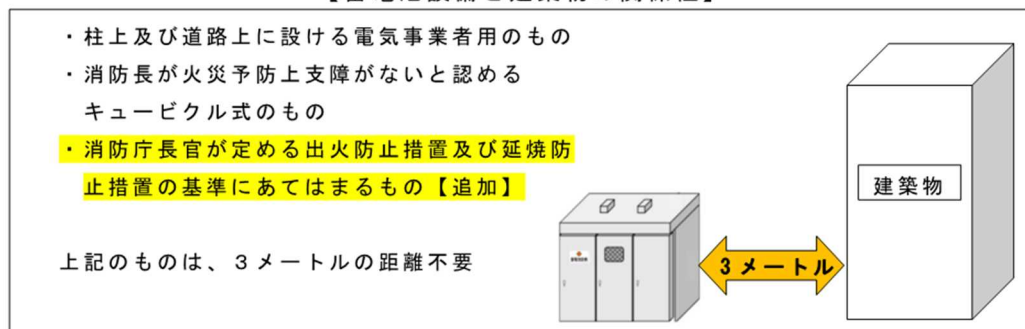
【現行】

屋外に設ける蓄電池設備で、柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの以外のものは、建築物から3メートル以上の距離を保つ必要がある。

【改正案】

屋外に設ける蓄電池設備で、柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、消防庁長官が定める出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準によるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの以外のものは、建築物から3メートル以上の距離を保つ必要がある。

【蓄電池設備と建築物の関係性】



エ 雨水等の浸入防止措置（第13条第4項）

【現行】

屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式（※）のものとする。

※ 鋼板で造られた外箱に収納された方式

【改正案】（第11条の2第1項第4号を準用）

筐体（※）は、雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

※ 蓄電池設備を内蔵する箱

オ 設置の届出基準について（第44条第13号）

【現行】

定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル以上のもの

【改正案】

蓄電池容量が20キロワット時を超えるもの

4,800 アンペアアワー・セル  
(17.76 キロワット時)

現行 . . . . .	対象外	対象
改正案 . . . . .	対象外	対象

20 キロワット時

(2) 変電設備等(※)に係る換気、点検及び整備に支障のない保有距離に関する改正概要(第11条第1項第3号の2)

※ 対象となる設備

- ・ 変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び火災予防条例第15条の2第1項の急速充電設備を除く。)
- ・ 燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。)
- ・ 内燃機関を原動力とする発電設備
- ・ 蓄電池設備

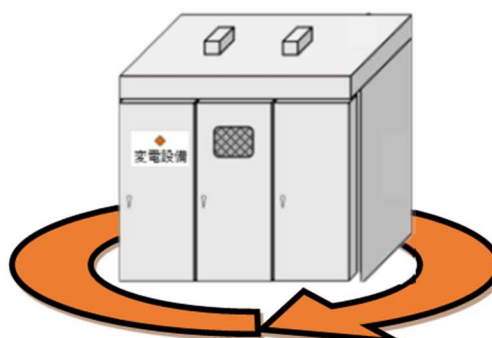
【現行】

キュービクル式のものにあつては、建築物等との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

【改正案】

建築物等との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

【換気、点検及び整備に支障のない距離】



- ・ キュービクル式のもの  
前面及び操作面…1.0メートル  
換気面…0.2メートル  
点検面…0.6メートル  
の距離が必要

↓

- ・ キュービクル式を含め全て  
前面及び操作面…1.0メートル  
換気面…0.2メートル  
点検面…0.6メートル  
の距離が必要

※ 右記の具体的な数値は、  
可茂消防事務組合火災予防規則で定めております。

(3) 固体燃料を用いた厨房設備に関する基準に関する改正概要(別表第3)

【現行】

木炭などの固体燃料を用いる厨房設備と建築物等や可燃物との間に必要な火災予防上安全な距離(以下「離隔距離」という。)は、次のとおりとなっている。

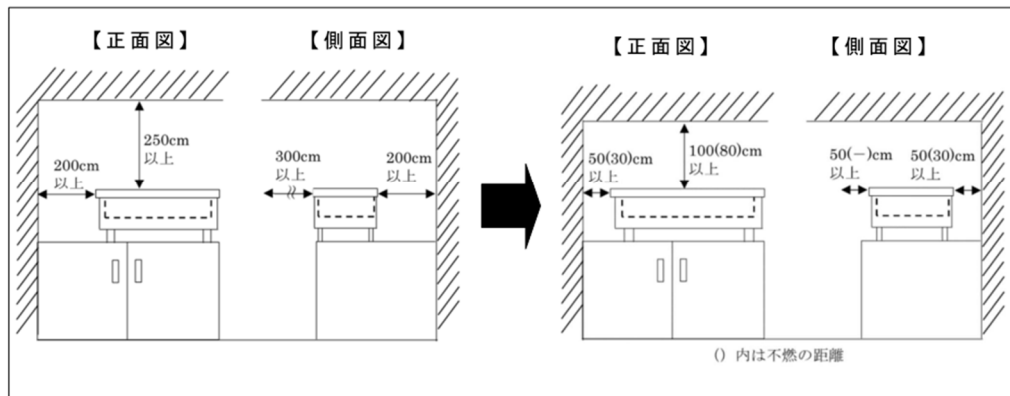
種 類			距離(センチメートル)			
			上方	側方	前方	後方
厨房 設備	気体燃料に分類 されないもの	使用温度が 800 度以上のもの	250	200	300	200

【改正案】

現行の基準とは別に、固体燃料である木炭を用いる厨房設備（炭火焼き器）の離隔距離を新たに定める。

種 類					距離(センチメートル)			
					上方	側方	前方	後方
厨 房 設 備	固 体 燃 料	不燃 以外	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	100	50	50	50
		不燃	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	80	30	—	30

【炭火焼き器の離隔距離の図】



3 施行期日等（附則）

(1) 施行期日（第1項）

令和6年1月1日から施行します。

(2) 経過措置（第2項、第3項及び第4項）

ア 蓄電池設備における規制対象

(ア) 施行の際に現に設置され、又は設置の工事がされている上記2(1)アに関する改正後の規制対象の蓄電池設備（下記(イ)に記載するものを除く。）のうち、上記2(1)ア及びイの改正案に示す規定に適合しないものについては、現行の基準によることとします。

(イ) 上記2(1)アに関する改正により新たに規制対象となる蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のもの）のうち、施行の際に現に設置されているもの及び施行の日から



起算して2年を経過する日（令和7年12月31日）までの間に設置されたもので、上記2(1)ア～エの改正案に示す規定に適合しないものについては、当該規定を適用しないこととします。

イ 変電設備等に係る換気、点検及び整備に支障のない保有距離

施行の際に現に設置され、又は設置の工事がされている変電設備、燃料電池発電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び上記2(1)アに関する改正後の規制対象の蓄電池設備（上記（イ）に記載するものを除く。）のうち、上記2(2)の改正案に示す規定に適合しないものについては、現行の基準によることとします。

令和 4 年度決算

可茂消防事務組合の財務書類 4 表

(一般会計)

可茂消防事務組合

## 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
固定資産	5,401,939	固定負債	3,441,381
有形固定資産	1,864,065	地方債	738,421
事業用資産	1,477,691	長期未払金	-
土地	570,195	退職手当引当金	2,700,318
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	1,775,572	その他	2,643
建物減価償却累計額	-916,622	流動負債	303,847
工作物	77,946	1年内償還予定地方債	156,063
工作物減価償却累計額	-29,400	未払金	-
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	143,581
航空機	-	預り金	-
航空機減価償却累計額	-	その他	4,203
その他	-	負債合計	3,745,228
その他減価償却累計額	-	<b>【純資産の部】</b>	
建設仮勘定	-	固定資産等形成分	5,548,103
インフラ資産	-	余剰分(不足分)	-3,614,285
土地	-		
建物	-		
建物減価償却累計額	-		
工作物	-		
工作物減価償却累計額	-		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	-		
物品	2,282,700		
物品減価償却累計額	-1,896,325		
無形固定資産	2,730		
ソフトウェア	2,730		
その他	-		
投資その他の資産	3,535,143		
投資及び出資金	-		
有価証券	-		
出資金	-		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	-		
長期貸付金	-		
基金	834,825		
減債基金	-		
その他	834,825		
その他	2,700,318		
徴収不能引当金	-		
流動資産	277,108		
現金預金	130,944		
未収金	-		
短期貸付金	-		
基金	146,164		
財政調整基金	146,164		
減債基金	-		
棚卸資産	-		
その他	-		
徴収不能引当金	-		
資産合計	5,679,047	純資産合計	1,933,818
		負債及び純資産合計	5,679,047

## 行政コスト計算書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位:千円)

科目	金額
経常費用	2,810,944
業務費用	2,791,623
人件費	2,033,523
職員給与費	1,886,017
賞与等引当金繰入額	143,581
退職手当引当金繰入額	-
その他	3,925
物件費等	754,191
物件費	507,115
維持補修費	8,703
減価償却費	238,373
その他	-
その他の業務費用	3,909
支払利息	1,617
徴収不能引当金繰入額	-
その他	2,292
移転費用	19,321
補助金等	17,438
社会保障給付	-
他会計への繰出金	-
その他	1,882
経常収益	35,649
使用料及び手数料	4,120
その他	31,529
純経常行政コスト	2,775,295
臨時損失	1,461
災害復旧事業費	-
資産除売却損	1,461
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	-
臨時利益	950
資産売却益	950
その他	-
純行政コスト	2,775,806

## 純資産変動計算書

自 令和4年4月1日  
至 令和5年3月31日

(単位:千円)

科目	合計	固定資産 等形成分		余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	2,124,927	5,684,853	-3,559,926	
純行政コスト(△)	-2,775,806		-2,775,806	
財源	2,584,843		2,584,843	
税金等	2,571,841		2,571,841	
国県等補助金	13,002		13,002	
本年度差額	-190,963		-190,963	
固定資産等の変動(内部変動)		-136,604	136,604	
有形固定資産等の増加		48,109	-48,109	
有形固定資産等の減少		-305,160	305,160	
貸付金・基金等の増加		120,447	-120,447	
貸付金・基金等の減少		-	-	
資産評価差額	-31,677	-31,677		
無償所管換等	31,531	31,531		
その他	-	-	-	
本年度純資産変動額	-191,108	-136,750	-54,359	
本年度末純資産残高	1,933,818	5,548,103	-3,614,285	

## 資金収支計算書

自 令和4年4月1日  
至 令和5年3月31日

(単位:千円)

科目	金額
<b>【業務活動収支】</b>	
業務支出	2,541,640
業務費用支出	2,522,320
人件費支出	2,002,593
物件費等支出	515,818
支払利息支出	1,617
その他の支出	2,292
移転費用支出	19,321
補助金等支出	17,438
社会保障給付支出	-
他会計への繰出支出	-
その他の支出	1,882
業務収入	2,620,492
税込等収入	2,571,841
国県等補助金収入	13,002
使用料及び手数料収入	4,120
その他の収入	31,529
臨時支出	-
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	-
臨時収入	-
業務活動収支	78,852
<b>【投資活動収支】</b>	
投資活動支出	168,556
公共施設等整備費支出	48,109
基金積立金支出	120,447
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	-
その他の支出	-
投資活動収入	950
国県等補助金収入	-
基金取崩収入	-
貸付金元金回収収入	-
資産売却収入	950
その他の収入	-
投資活動収支	-167,606
<b>【財務活動収支】</b>	
財務活動支出	128,541
地方債償還支出	123,723
その他の支出	4,817
財務活動収入	187,600
地方債発行収入	187,600
その他の収入	-
財務活動収支	59,059
本年度資金収支額	-29,695
前年度末資金残高	160,639
本年度末資金残高	130,944
前年度末歳計外現金残高	-
本年度歳計外現金増減額	-
本年度末歳計外現金残高	-
本年度末現金預金残高	130,944

## 【様式第5号】

**附属明細書**

## 1. 貸借対照表の内容に関する明細

※下記以外の資産及び負債のうち、その額が資産総額の100分の5を超える科目についても作成する。

## (1) 資産項目の明細

## ① 有形固定資産の明細

(単位:円)

区分	前年度末残高 (A)	本年度増加 額 (B)	本年度減 少額 (C)	本年度末残高 (A)+(B)-(C) (D)	本年度末 減価償却累 計額 (E)	本年度償却 額 (F)	差引本年度 末残高 (D)-(E) (G)
事業用資産	2,420,688,102	3,025,000	-	2,423,713,102	946,022,552	46,454,538	1,477,690,550
土地	570,195,456	-	-	570,195,456	-	-	570,195,456
建物	1,745,013,508	1,430,000	-	1,746,443,508	914,777,420	36,377,795	831,666,088
建物付属設備	27,533,000	1,595,000	-	29,128,000	1,844,711	1,844,711	27,283,289
工作物	77,946,138	-	-	77,946,138	29,400,421	8,232,032	48,545,717
物品	2,289,904,287	76,615,302	83,819,325	2,282,700,264	1,896,325,345	191,235,998	386,374,919
機械器具	14,960,000	9,680,000	-	24,640,000	2,498,320	2,498,320	22,141,680
物品	2,274,944,287	66,935,302	83,819,325	2,258,060,264	1,893,827,025	188,737,678	364,233,239
合計	4,710,592,389	79,640,302	83,819,325	4,706,413,366	2,842,347,897	237,690,536	1,864,065,469

## ② 有形固定資産の行政目的別明細

(単位:円)

区分	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	合計
事業用資産	-	-	-	-	-	1,477,690,550	-	1,477,690,550
土地	-	-	-	-	-	570,195,456	-	570,195,456
建物	-	-	-	-	-	831,666,088	-	831,666,088
建物付属設備	-	-	-	-	-	27,283,289	-	27,283,289
工作物	-	-	-	-	-	48,545,717	-	48,545,717
物品	-	-	-	-	-	386,374,919	-	386,374,919
機械器具	-	-	-	-	-	22,141,680	-	22,141,680
物品	-	-	-	-	-	364,233,239	-	364,233,239
合計	-	-	-	-	-	1,864,065,469	-	1,864,065,469

## ③基金の明細

(単位:円)

種類	流動・固定	現金預金	有価証券	土地	その他	合計 (貸借対照表計 上額)	(参考)財産に関 する 調書記載額
財政調整基金	流動	146,164,369	0	0	0	146,164,369	146,164,369
消防施設整備基金	固定	834,825,269	0	0	0	834,825,269	834,825,269
合計	—	980,989,638	0	0	0	980,989,638	980,989,638



## (2)負債項目の明細

## ①地方債(借入先別)の明細

(単位:円)

種類	地方債残高		政府資金	地方公共団体 金融機構	市中銀行	その他の 金融機関	市場公 募債	うち共同発 行債	うち住民 公募債	その他
		うち1年内償還予定								
【通常分】	894,483,582	156,062,970	0	221,393,582	0	673,090,000	0	0	0	0
(旧)緊急防災・減災事 業債	37,495,798	37,495,798		37,495,798			0			
教育・福祉施設等整備 事業費	196,470,000	43,205,000		0		196,470,000	0			
一般単独事業債	660,517,784	75,362,172		183,897,784		476,620,000	0			
							0			
							0			
【特別分】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0						0			
	0						0			
	0						0			
合計	894,483,582	156,062,970	0	221,393,582	0	673,090,000	0	0	0	0

## ②地方債（利率別）の明細

（単位：円）

地方債残高	1.5%以下	1.5%超 2.0%以下	2.0%超 2.5%以下	2.5%超 3.0%以下	3.0%超 3.5%以下	3.5%超 4.0%以下	4.0%超	(参考) 加重平均 利率
894,483,582	894,483,582	0	0	0	0	0	0	—

## ③地方債（返済期間別）の明細

（単位：円）

地方債残高	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超 20年以内	20年超
894,483,582	156,062,970								

## ④引当金の明細

(単位:円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額		本年度末残高
			目的使用	その他	
退職手当引当金	2,765,644,120	2,700,317,787	2,765,644,120		2,700,317,787
賞与等引当金	112,651,092	143,581,404	112,651,092		143,581,404
その他	0				0
合計	2,878,295,212	2,843,899,191	2,878,295,212	0	2,843,899,191

3. 純資産変動計算書の内容に関する明細

①財源の明細

(単位:円)

会計	区分	財源の内容	金額	
一般会計	税収等	分担金	2,571,841,000	
		.....		
		小計	2,571,841,000	
	国県等補助金	資本的補助金	国庫支出金	
			都道府県等支出金	
			.....	
			計	0
		経常的補助金	国庫支出金	
			都道府県等支出金	13,001,900
			.....	
			計	13,001,900
			小計	13,001,900
			合計	2,584,842,900

#### 4. 資金収支計算書の内容に関する明細

##### ①資金の明細

(単位:円)

種類	本年度末残高
現金	
要求払預金	130,943,536
短期投資	
.....	
.....	
合計	130,943,536

財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価

イ 昭和60年度以降に取得したもの・・・取得原価

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 38年～50年

物品 2年～15年

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

岐阜県退職手当組合資料を基に投資その他の資産の「その他」に計上しています。

② 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤務手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース

所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース及びリース総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）は通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

① 現金（要求払預金）。なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得価格または見積価格50万円以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価格のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な後発事象

該当する事象がありません。

3 偶発債務

該当する債務はありません。

4 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

可茂消防事務組一般会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売価可能資産の範囲と内訳

売却可能資産はありません。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 33,309,387円

内訳

業務活動収支 78,851,706円(うち支払利息支出1,616,676円は除く)

投資活動収支 △167,606,475円

(うち基金積立金支出120,447,480円、基金取崩収入0円は除く)

② 既存の決算情報との関連性

(単位：円)

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）	2,809,042,038	2,838,737,376
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	0	0
資金収支計算書	2,809,042,038	2,838,737,376

※歳入歳出決算書と資金収支計算書との差額はありません。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

(単位：円)

資金収支計算書の業務活動収支	78,851,706 円
① 減価償却費	△238,373,108 円
② 賞与等引当金（増減額）	△30,930,312 円
③ 資産除売却損	△1,461,057 円
④ 資産売却益	950,000 円
⑤ 国県等補助金収入（投資活動収入）	0 円
純資産変動計算書の本年度差額	△190,962,771 円

④ 一時借入金

一時借入金の借り入れはありません。

なお、一時借入金の上限額は、50,000,000円です。